

地域社会福祉増進寄与（研究・研修、団体）活動助成募集について

（一財）光之村は、一人ひとりに質の高い福祉サービスを提供することを命題として、「研究・研修助成事業」への助成を平成12年度より実施してきましたが、この度の新公益法人制度移行に伴い、事業を見直しました。障害者向けには障害者総合支援が新法施行のもとに推進されています。しかしながら、それぞれの取組の現場では、依然として様々な課題が残されています。光之村は、これまでの助成成果を発展継承し、こうした現場の課題への取組を支援し、地域社会福祉の増進に寄与するために、次の事業を助成します。

A：福祉人材育成を支援する事業

B：障害者等施設の団体活動を支援する事業

それぞれ分けて募集します。

1 助成の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの定期的な活動について助成します。

2 助成の金額

A事業：1グループ10万円を限度（事業費の80%以内）に助成します。

B事業：1団体 5万円を限度（事業費の80%以内）に助成します。

ただし、物品の購入にあてる事業は対象外です。

3 募集期間

平成28年11月30日（水）必着

4 助成の決定

助成の決定は、外部委員をメンバーとする委員会で審議選考のうえ、一般財団法人光之村で行います。

助成が決定した団体には通知をします。

5 詳細 別添募集要領のとおり

問い合わせ先

253-0052 茅ヶ崎市幸町19-23

一般財団法人 光之村

福祉助成担当 大塩（TEL0467-58-9134）

募集

社会福祉の増進に寄与するために、次の事業を助成します。

A：福祉人材育成を支援する事業

B：障害者の団体活動を支援する事業

助成の対象

- (1) A事業の助成対象は、主に神奈川県内を拠点とし、継続的な人材育成事業であり、年間5回以上の定期的な会合、集会をもって自主的な活動を行っている非営利のグループとします。
- (2) B事業の助成対象は、地域福祉の増進に係る先駆的な活動を進めている団体とします。

活動の分野

- (1) 障害者福祉 (2) 高齢者福祉 (3) 生活困窮者福祉

助成の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの定期的な活動について助成します。

助成金額

- A事業：1グループ10万円を限度（事業費の80%以内）に助成します。
B事業：1団体 5万円を限度（事業費の80%以内）に助成します。
ただし、物品の購入にあてる事業は対象外です。

募集締切 平成28年11月30日（水） 必着

問い合わせ先

253-0052 茅ヶ崎市幸町19-23
一般財団法人 光之村
福祉助成担当 大塩（TEL0467-58-9134）

地域社会福祉増進寄与（研究・研修、団体）活動助成募集要領

1、はじめに

光之村は、一人ひとりに質の高い福祉サービスを提供することを命題として、「研究・研修助成事業」への助成を平成12年度より実施してきましたが、昨年度新公益法人制度移行に伴い、事業を見直しました。高齢化の急な進展に伴い介護制度の充実が求められ、また、障害者向けには障害者総合支援が新法施行のもとに推進されています。また、「子どもの貧困」の問題など新しい課題も出てきています。それぞれの現場では、様々な課題を抱えながら、日々ご尽力されていることと思います。光之村は、これまで同様みなさまの助成成果を支援し、地域社会福祉の増進に寄与する次の事業を助成支援します。

A 福祉人材育成を支援する事業

B 障害者等施設の団体活動を支援する事業

それぞれ分けて事業を募集します。

2、助成の対象

①A事業の助成対象は、主に神奈川県内を拠点とし、次の分野で直接に携わっている職員、またはそれに継続的に係る者の人材育成事業であり、年間5回以上の定期的な会合、集会をもって自主的な活動を行っている非営利のグループとします。

②B事業の助成対象は、地域福祉の増進に係る先駆的な活動を進めている団体とします。

ともに、過去に当法人から助成を受けたグループも受け付けます。

3、活動の分野

(1) 障害者福祉 (2) 高齢者福祉 (3) 生活困窮者福祉

4、助成の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの定期的な活動について助成します。

5、助成の金額

A事業 : 1グループ10万円を限度(事業費の80%以内)に助成します。

B事業 : 1団体5万円を限度(事業費の80%以内)に助成します。

ただし、物品の購入にあてる事業は対象外です。

6、申請に必要な提出書類・・・(別紙)

○申請書

(添付書類)

1 事業計画書

2 収支予算書

3 定款又は会則等(参考あり, B事業のみ)

4 団体予算・決算関係書類

5 その他

○会報やチラシ、報告書、新聞記事などがありましたら、その中から活動の内容がわかりやすく伝わる資料を選んで添付してください。

7、締切

平成28年11月30日(水)必着で郵送してください。

宛先 253-0052 茅ヶ崎市幸町19-23

一般財団法人光之村 助成係宛

8、助成の決定

助成の決定は、外部委員をメンバーとする委員会で審議選考のうえ、一般財団法人光之村で行います。

助成が決定した団体には通知をします。

9、報告等

① 助成が決定した団体には、通知いたします。

② 事業が終了したら完了報告書(決算報告も)を提出して頂きます。

③ 成果報告会にて発表原稿を作成し発表して頂きます。

10、問い合わせ先

253-0052 茅ヶ崎市幸町19-23

一般財団法人 光之村

福祉助成担当 大塩(TEL0467-58-9134)

(FAX0467-58-9134)